

平成20年12月22日

滝沢村長 柳村典秀 殿

滝沢村補助金等審議会  
会長 齋藤俊明

平成20年度実施補助金公募制度の審査について（中間答申）

本審議会は、平成20年6月18日付けで滝沢村長から諮問がありました「平成20年度実施補助金公募制度の審査について」のうち、個別申請補助金及び平成20年度実施政策報告補助金に関し審査を行いましたので、別紙のとおり答申いたします。

## 平成 20 年度実施補助金公募制度の審査について

はじめに

本審議会は、平成 20 年 6 月 18 日付けで滝沢村長から諮問があった「平成 20 年度実施補助金公募制度の審査について」のうち、個別の申請書及び政策の報告書に基づいて行った審査結果を中間答申として答申するものである。

審査については、申請書に基づいてあらかじめ本審議会委員が個別に審査を行った後、本審議会において合議を平成 20 年 10 月 23 日に実施のうえ審査したものである。

今回の中間答申においては、全体としての総括的な講評を行い、次に個別の申請・報告事業についての審査結果を答申するものである。

### 1 個別申請補助金及び政策報告補助金について（総括）

平成 20 年度の個別申請補助金の公募は、平成 20 年 8 月の 1 ヶ月間の申請期間中に 4 件の申請があった。また、政策報告補助金は、平成 20 年度交付分について 10 月 6 日までに 3 件の報告があった。それらについての審査が本審議会に委ねられたものである。

### 2 個別申請補助金の審査結果について

個別申請補助金の審査方法としては、平成 19 年度実施の公募制度の審査の際に用いた個別申請補助金用の審査シートをもとに本審議会委員が個別に評価を行った後、本審議会において合議のうえ調整を図ったものである。申請事業の評価点数については、委員評価の平均である。

本審議会では、申請事業と評価点数との関係について、平成 18 年 12 月 20 日付けの中間答申において、50 点以上の申請事業については、補助事業としての公益性又は効果等が認められる事業であるとし、50 点未満の申請事業については、補助事業としての十分な公益性又は効果等が認められず、再度事業内容を見直し又は精査する必要があると結論付けており、平成 20 年度もその考え方を踏襲するものである。

各個別申請補助金の審査内容については、別紙 1 の一覧による。

### 3 政策報告補助金の審査結果について（平成 20 年度交付補助金）

政策報告補助金は前年度の補助金等審議会の審査を経た補助金が当該年度で予算計上されることとなっているが、平成 20 年度交付の政策報告補助金については、県補助金との関係上或いは政策的な理由により前年度の審議会による審議を経ず急遽予算化された補助金があったため、平成 20 年 10 月 23 日の審議会です後的な報告を受けたものである。

政策報告補助金の審査方法としては、平成 19 年度実施の公募制度の審査の際に用いた政策報告補助金用の審査シートをもとに、本審議会委員が個別に評価を行った後、本審議会において合議のうえ調整を図ったものである。報告事業の評価点数については、委員評価

の平均である。

報告事業と評価点数との関係については、平成 19 年 2 月 15 日付け最終答申において次のとおり定めており、平成 20 年度についてもこれを踏襲するものである。

- (1) 政策報告補助金は村の政策判断に伴い実施されていることから、本審議会においては採択とした上で、報告事業の公益性、村の総合計画との関連性、事業の目的及び内容とその効果について審査を行うものであること。
- (2) 50 点以上の報告事業については、補助事業としての公益性、効果等が認められる事業であること。
- (3) 50 点未満の報告事業については、補助事業に効果が限られた分野又は特定の者に偏る傾向があることから、補助事業の継続実施にあたっては留意されたいこと。

各政策報告補助金の審査内容については、別紙 2 の一覧による。